

会津若松市脱炭素先行地域における市公共施設への市産再生可能エネルギー 100%
の電力供給を行う再生可能エネルギー発電設備等の設置導入補助金交付要綱

(令和6年8月30日 決裁)

(令和7年3月31日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組として、脱炭素先行地域において、PPA方式により、会津若松市公共施設に対して小売電気事業者を通じて市産再生可能エネルギー100%の電力供給を行うための再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業に対して、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年7月23日付け環地域事発第2407232号。以下「国要綱」という。）に基づき予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 環境省により認定された本市の脱炭素先行地域づくり事業における、同事業の対象として選定された地域をいう。
- (2) 国要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年7月23日付け環地域事発第2407232号。）をいう。
- (3) 会津エネルギーアライアンス 本市において、相互の連携と協力を促進し、相互の成長と競争力の向上を図るとともに、会津産再生可能エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確立と、エネルギーマネジメント普及などの効率的なエネルギー利用を推進すること、会津地域の課題解決に貢献する活動を行うことで、将来にわたって持続力と回復力のある力強い会津地域社会と、安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することを目的とした企業、団体及び再生可能エネルギー利用者で構成される枠組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、脱炭素先行地域における再生可能エネルギー発電設備設置事業（PPA方式）に係る基本協定書を本市と締結した者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 会津エネルギーアライアンスに加盟していること。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - (7) 補助対象事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
 - (8) 本市の市税を滞納していないこと。
 - (9) 本市の入札参加資格において指名停止期間中の者でないこと。
 - (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (11) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
 - (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、脱炭素先行地域において、PPA方式により、市公共施設に対して小売電気事業者を通じて市産再生可能エネルギー100%の電力供給を行うための発電設備及び蓄電池を設置する事業とし、国要領第2の交付対象事業（別紙1の2ア（ア）に規定する太陽光発電設備及び同（イ）に規定する水力発電設備並びに別紙1の2イ（エ）に規定する蓄電池の条件を満たすものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、国要領別表第1に掲げる費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内の額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

（交付の申請等）

第7条 規則第4条の規定による交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に別表1に定める関連書類を添えて、補助対象事業を実施する年度の10月末日（当該期日が会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条に規定する休日に当たる場合は、その日以降の休日ではない日）までに、市長に提出して行うものとする。補助事業者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助対象事業に着手しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、資材の確保等、交付決定前に補助対象事業に着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ事前着手届出書(第2号様式)を市長に提出し、その内容に不備がないことを市長が確認したときは、環境省から市への地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日以降において当該補助対象事業に着手できる。ただし、市が当該補助対象事業に係る補助金の交付決定がなされなかったとしても補助事業者は異議を申し立てることができない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、交付決定指令書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付にあたり、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国要綱の定めるところによるものとする。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 市長は、補助対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(申請内容の変更等)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲内で、事業計画の細部の変更をする場合をいう。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による変更の申請は、事業変更等承認申請書(第4号様式)により行うものとする。ただし、事業費は当初の交付決定額を上限とし、変更に伴う増額は原則として認めないものとする。
- 3 規則第6条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、中止(廃止)承認申請書(第5号様式)により行うものとする。
- 4 前2項の申請に対する承認は、事業(変更・中止・廃止)承認通知書(第6号様式)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 5 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書(第7号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、補助対象事業の成果を記載した実績報告書(第8号様式)に別表2に定める関連書類を添えて、補助対象事業完了の日から1か月を経過した日又

は補助対象事業を実施する年度の12月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る補助対象事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、前項に準じて改めて額を確定し、通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書(第10号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(地元事業者の活用)

第15条 補助事業者は、設置又は改修工事若しくは設置後の維持管理又は改修等工事の施工にあたり、第三者に委託する場合には、可能な限り市内に本店又は営業所のある事業者に委託するよう努めなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間をいう。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができる。

- 2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第16条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の書類は、市長から求めがあったときは、いつでも閲覧に供さなければならない。

(協力の要請)

第19条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて発電量、使用電力量等、補助に関連するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

関連書類	
1	設備を設置しようとする施設や土地の位置図
2	設備の設置予定場所がわかる図面
3	設備を設置する建物や設置予定箇所の写真
4	費用の総額及び明細が分かる見積書の写し
5	工程表の写し
6	設置する設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
7	（補助事業者が設備を設置する事業所の所有者でない場合）事業所の所有者の同意書
8	申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）で、発行日が申請日より3月以内のもの）
9	その他市長が必要と認める書類

別表2（第11条関係）

関連書類	
1	設備の設置に係る工事請負契約書の写し
2	設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）又は費用の総額及び内訳のわかる書類
3	設備の保証書の写し
4	設備を設置した建物と設備の設置状況を示す配置図（設備の型番、設置数、設置位置、出力等を明示してあるもの）及び写真
5	設置した設備の写真
6	太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類
7	交付金相当額がサービス料又はリース料から控除されることの確認ができる書類
8	（系統接続する場合）一般送配電事業者と系統連携できることがわかる書類の写し
9	（交付申請時から変更があった場合）利用者と契約を締結することがわかる書類
10	その他市長が必要と認める書類